# 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース(介護休業))支給申請書

両立支援等助成金(介護離職防止支援コース(介護休業))の支給を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

記載例

年 7 月 2020 日 〒000−0000 申請事業主 所在地 東京都〇〇区〇〇町1-2-3 東京、 労働局長 殿 名称 株式会社 両立商事 印 人事労務管理の機能を有する部署が属する 事業所(本社等)の所在地を管轄する労働局 に申請してください。 氏名 両立 太郎 代理人又は 事務代理者 提出代 所在地 行者の場合は以下 から選択してくださ 名称 い。 (代理人・事務代理者・)氏名 印 提出代行者

連絡先

1	①雇	用保険適用事業	業所番号	1234-567890-1		②労働	保険都	<b>番号</b>	12-3-45-6-78-9-10				
申請事業主	常	請月の初日に 時雇用する労働	が者の数	45 人			る業種 <sub>業分類の「</sub>	中分類を記入)	分類番号:58 分類項目:飲食料品	品小売車			
	⑤資 額	本の額若しくは	出資の総	4,000	}				日本標準産業分類に基づき記入してください。				
	6記	⑥記載担当者 役職		総務部人事課長	氏名	<u>Δ</u> Δ  Δ		<u>連絡先電話番号</u>		03-0000-1111			
	No. ①事業所名			この申請書の内容につできる社内の方を記載			3雇用保	陰適用事業所番号	④電話番号				
	1	ちよだ支店		東京都〇〇区〇	○町1-	2-3		123	34-567890-1	03-0000-1111			
	2	みなと支店		東京都△△区△	△町1-	2-4			03-0000-2222				
2	3	はるみ	支店	東京都××区×	×町1-	2-5 "			<i>''</i>	03-0000-3333			
本社等を除	4						雇用保	保険適用事業	↑ 所番号が同じの場合は「# 、力を省略してもかまいませ	/」の記 HA			
を除	5						76	27710-077-77	COLUMN TO CONTROL OF COLUMN TO COLUM				
	6												
く事業所	7												
///	8												
	9												
	10												

## ※労働局処理欄には記入しないでください。

			決 裁 欄 等									
	局長	部(室)長	担当	受	理	年	月	日		年	月	日
※ 労				受	理		番	号	第			号
労働				起	案	年	月	日		年	月	日
働局				支給	(不支	給)	決定年	F月日		年	月	日
処理				決	定		番	号	第			号
欄				支	給	決	定	額				円
				通知	書	発;	差年	月日		年	月	日
	備考											

【介】様式第1号①(介護休業)(注意事項)

#### (提出上の注意)

- この支給申請書は、【介】様式第1号②の様式又は【介】様式第1号③の様式とともに、介護離職防止支援コース支給要領0402aに記載された支給申請期間 内に必要書類を添えて、支給申請に係る労働者が生じた事業所にかかわらず、本社等、人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所(以下「本社等」という。)の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)(以下「労働局」という。)に提出してください。
- この申請書を提出するためには、支給要領0301aイの支給を受けようとする場合は、支給要領0402aイからトの全ての書類の写しを、支給要領0301aロの支給 を受けようとする場合は、支給要領0402aイからヌの全ての書類の写しを、支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)とともの添付していることが必要で す。なお、すでに当該申請を行ったことのある事業主で、提出書類の内容に変更がない場合は、【介】様式第3号を記載の上、提出することで、再度の提出は 必要ありません。

#### (記入上の注意)

- 「申請事業主」欄は、記名のうえ社印又は代表者印を押してください。
- 申請者が代理人の場合は、本助成金の支給に係る「申請事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入(押印不要)し、「代理人又は事務代理者・提 出代行者」欄に代理人の所在地、名称及び氏名を記入し押印してください。

申請者が社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項に規定する提出代行者または同施行規則第16条の3に規定する事 務代理者の場合は、「申請事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入・押印し、「代理人又は事務代理者・提出代行者」欄に事務代理者・提出代行 者の所在地、名称及び氏名を記入し、押印してください。

申請者が代理人、提出代行者又は事務代理者以外の場合は、本助成金の支給に係る「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入してください。

- 1③欄は、支給申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者(2か月を超えて雇用される者であり、かつ、週当 たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者)の数を記入してください。
- 1④欄は、日本標準産業分類に従った主な業種(中分類)を記入してください。
- 1⑤欄は、いわゆる払込み済資本額を記入してください
- 中小企業事業主のみ対象となります。なお、中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業(飲食業を含む)	資本額又は出資額が	5,000万円以下、	または常時層	星用する労働者の数が	50人以下
サービス業	"	5,000万円以下、	または	<i>II</i>	100人以下
卸売業	"	1億円以下、	または	<i>II</i>	100人以下
その他	"	3億円以下、	または	"	300人以下

- 1⑥欄については、この申請書の作成担当者を記入してください。 労働局から、記載内容等当該申請に係る問合せを行うことがありますので、詳細を承知し ている方を記入してください。
- 「※労働局処理欄」には記入しないでください。

### (その他の注意事項)

- 事業主が次のいずれかの要件に該当する場合は、本助成金は支給されません。
  - イ助成金の支給に係る事業所において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすること(以下、「不
  - イ 切成金の支給に係る事業所において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない切成金の支給を受け、又は受けようとすること(以下、「不正受給」という。)により、支給申請日又は支給決定日の時点で、5年間の不支給措置がとられている事業主等 口 助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。)の労働保険料(同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。)を納付していない事業主等(支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く。) ハ 助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反(船員に適用サムスの時間を対き、対してのより、大会のもまませ等

サッツ目が受けるという。 ただし、同条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業)を行っている事業主等であって雇用調整 助成金の支給を受けようとする場合や、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体 の一部である場合を除く

ホ 暴力団関係事業主等(以下の(イ)又は(ロ)に該当する者をいう。

(イ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等

(イ) 金の日本 大阪は川田市で出口である。 事業主等アは事業主等の役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は 代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。 (ロ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等

- a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事 業主等
- b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関 与している事業主等
- c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主等
- d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主等
- 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団 体等に属しているとき
- 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産(雇保則第35条第1号に規定する倒産をいう。)している事業主等(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成1 1年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定 する更生手続開始の申立てをいう。)を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)
- チ 助成金の不正受給が発覚した場合に行われる事業主名等の公表及び助成金の返還等について、承諾していない事業主等
- リ「支給要件確認申立書」(共通要領様式第1号)の別紙「役員等一覧」又は別紙「役員等一覧」と同内容の記載がある書類を提出していない事業主等
- ヌ「雇用関係助成金支給要領」に従うことについて、承諾していない事業主等
- 労働局長が、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の 際に求められた書類等を提示又は提出できない場合や調査又は報告を正当な理由なく拒否する場合は、助成金の支給を行いません。
- 助成金の支給申請に当たって労働局に提出した書類等については、当該支給申請に係る最後の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間 保管してください。
- 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の返還に加え、当該返還額の2割に相当する額を含め、返還していただきま す。また、社会保険労務士又は代理人等が不正受給に関与していた場合(偽りその他不正行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合も含む。)は社会保険労務士又は代理人等に対しても助成金の返還及び返還額の2割に相当する額を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返 還を終了する日までの期間に対し、年3分(支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5分)の利息を付します
- 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、不支給とした日又は支給を取消した日から5年間、雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。なお、支給を取消した日から5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、納付日まで不支給措置期間を延長します。(社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、納付日まで社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基 づく申請又は代理人が行う申請を受理しない。)
- 代理人が申請する場合にあっては、委任状(原本に限る。)を添付してください。 助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧いただき、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。

		介護離職	。 哉防止支	援コー	-ス(:	介護休	業)	詳細【イ	木業取得時	ŧ]	記載	例	
Ι.:	事業:最初に規定し	た年月日を記入してくだる行った場合には最新の施	さい。ただし、最初 行日を記載して	刃の規定後、 ください。	見直し等			E	申請事業主: 株	式会社	両立商事		
		制度(※1)の規定年				2020	三 4 月	1 日	1 労働協約 (	2 就業	規則		
2	介護支援プラン	)関係											
	ついて、介護支援	きの取得及び職場復帰∑ プランにより支援する措 ₹月日が確認できる書類	置を実施する旨	を労働者へ	周知	2020 年	⊑ 4 月		1)実施要領 4 介護休業規程 7 その他(	2 通達 ⑤ 社内	3 マニ: 報 6 イント・		
		度」は、介護休業、介護					深夜業0	の制限及び	所定労働時間の短網	縮等の措置	置をいいます。		
_	対象労働者	※複数人となる場合	は、本欄を人数	数分追加し	てください	۰,۱۰							
(3)	労働者の属性			= m /n rA									
	氏名	〇山 〇太郎		雇用保険 保険者番号	111	1-111111  夏田初约	•		被保険者となった年 する番号を○で囲む		2017 年 4	月 1 日	
	雇用契約期間	2017 年 4 月 1			月 E	1 労働	条件通知	1書または雇	雇用契約書 2 そ			)	
	対象となる	氏名 〇山	〇子 要:	介護状態σ (1) 介護保					) ける証明書類3	その他(		)	
	要介護家族	働者との続柄	実母	※要介護	認定結果	の記載の	ある部分	<del>}</del>	面談実施以降に作	- Ft +			
4	介護休業取得	者との面談、介護支	援プランの	作成					れていること。	・八〇			
	初回面談の実施	日	2020 年	6 月	1 E	介護支持				2020	年 6 月	13 日	
	象介護休業取得	得者の上司又は人事 者が面談を実施した」 v。(【介】様式第4号「仕	上で結果につい	١ -	はい		第4号「		ジプランを作成してい の両立支援面談シー		■はい□	いいえ	
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一字 C刀 吱 Vノ 呵		いいえ			労働者の業 れている。	務の整理、引き継き	常に関	■はい□	いいえ	
	  面談者確認欄	上記については、記	載のとおりです	•		(連絡先	電話番号	号)	_	_			
		(所属)				(署名又	は記名技	甲印)		印			
⑤	業務の整理、	川き継ぎの実施											
	引継を 20%	20 年 6 月 20 日	引継確認者	左記につい	ハては、i	記載のとお	りです。	(連絡:	先電話番号)	03 —	0000 —	1111	
0	行った日		確認欄	***************************************	みなと支	店 総務記	果 ————	(署名)	又は記名押印)	Δ	田 △吉	印	
6	介護休業期間	(※合計5日以上で 2020 年 6 月 21			FI 20 F	※ 聿キ4	14 /21 \	변수(t 소	:白に記載してくだ	<del>*</del> 1.\	I		
	2	年 月	日~		月 月 日		140/401	物口は、ホ	ロに記載してた	Cu'.	取得日	日数	
	介護休 3 第期間	年 月	日~		月日						合計 10 日		
	(4) (5)	年 月 年 月	日~		月 月 日								
		- 141 >		該当する番・	号を〇で囲	∄tì		<del></del>	該当する番号				
	休業申出に関		<b>収得実績の</b>	1 出業	動簿また	はタイムカ	ード	所定労の		動条件通领 ■用契約書		業規則	
	書類の添作 	「	確認書類	2 賃金				確認書		業カレンダ	`- 4シ	フト表	
7	 本人確認欄	(署名又は記名押印	m) O	3 その山 〇太月		E	)	連絡先電		の他( 	0000 —	2222	
0			. ,		4*	-	-	号	30		- 300		
8	ているか。※「い	ついて、労働協約又はいえ」の場合、本助成 といえ」の場合、本助成 を給した助成金の全部	金の支給を受	けることが	できませ	けん。偽りる					■はい□	いいえ	
			THE HALL			, ,							
<支▮	給申請額>												
	企業規模	■ 中小1	企業である			件に係る であるか		はい いいえ					
	V.H. + H. + H F	フナ4人中等マナフルナ5・1	1.1.1.22.101 + 10	A4 544	14 m 14 1 -	<b>広フナ</b> ルナ			E++4A+==+*=:-===	1.1 / 143			
		る支給申請であるかを「は	い」と選択した場	合は、「生産	性要件に			」の支給単価	で文称甲請額に記入	へしてくださし	, 1 <sub>0</sub>		
	対象労働者	支給単価	# 00Г 000П		_	支給申請	鎖	_					



## ご注意ください!

本助成金の申請期間は、介護休業期間に関わらず、介護休業の取得日数が合計5日を経過する日の翌日から2か月

です。本記載例の申請期間は6月26日~8月25日となります。

休業期間中に申請期間が開始・終了する場合もありますのでご留意ください。

# 介護離職防止支援コース(介護休業)詳細【職場復帰時】

記載例

○支給申請に係る労働者

※複数人となる場合は、本欄を人数分追加してください。

申請事業主:株式会社 両立商事

1	〕労働者の属性、休業期間																		
	氏名	O山 O太郎			雇用保険被保険者番 1111-111111							-1							
	① 2020 ② 介護休業期間 ③ ④ ⑤		年 6 年 年 年 年	月日~ 年月日   月日~ 年月日   月日~ 年月日						切れ	れない場合は、余白に記載してください。 取得日数 合計 10 日								
2	面談の実施							<del></del>		- ( L = 7	1 4511	/*±#	b 4		00	0000	4444		
	休業終了前の 面談を行った日	2020	年 6	月 25	日面語	談者確認	焻	所属)		いる、記 みなと支		とおりです。 営業課		A先電話番 スは記名押		03 - ●井	●美	- 1111	
3	③ 原職等復帰																		
	復帰日	2020	介護休業終了後、引き続き雇用保険の 年7月1日被保険者として3か月以上雇用しており、 さらに支給申請日において雇用している。 □ いし								面談の結果								
	休業前後の状	<b></b>				介護休	業前	介護休	業前後	の部署・	職				复帰後				
	事業所		みなと支	店		<	السسي	休業前	後の異	こついて. !動が分た こてくださ	לל	はるみ支店	i						
	部署∙係		総務課経理係									総務課経理	<b>里</b> 係						
	職務		事務職									事務職							
	役職		主任									主任							
	所定労働日	数	週5日(土~水勤務、木金休み)									週5日(月~金勤務、土日祝休み)							
	所定労働時		8時間(9~18時 休憩1時間)									8時間(9~18時 休憩1時間)							
	賃金(基本給 手当、賞与等		月給 基本給28万円、交通費(実費)、扶養手当、 賞与(6・12月 計4.5か月分)									月給 基本給28万円、交通費(実費)、扶養手当、 賞与(6・12月 計4.5か月分)							
	その他の労働条	件等	賞与は人事考課による査定あり 夏季休暇(7~9月に5日間)									賞与は人事考課による査定あり 夏季休暇(7~9月に5日間)							
	休業前と職場復帰役 なっている場合はそ		条件等が									近い事業所 形態を希望			定労働	日の変	更は、出	日は介	
	介護休業終了日の翌	日から起	算して3か	月の間の	D就労割	合が5割以	上であ	5る。※1	詳細の	算定方法	につし	いては支給要	領0301a口(I	コ)を参照		■は	いロ	ハいえ	
4	本人確認欄	(署	署名又は記名押印) 〇山 〇太郎							E	:p	連絡先電	話番号	03		0000	<b>—</b> 22	222	
	介護休業制度につい	いて一学	制力約70	+ 計 ** ‡	月回ルー封	ベキ軍田	ーナヤ	1.1 Z/	の対象	レかる立	<b>6</b>	本人の由出	に其づき海	田している	<i>t</i> v				
⑤.	※「いいえ」の場合した助成金の全部は	、本助成	金の支給	を受け	ることが	できません										<b>■</b> は	いロ	ハいえ	
<支i	給申請額>													車絡が取れる てください。	5電話番	号を			
企業規模 ■ 中小企業である																			
	※生産性要件に係る	支給申請	であるかを	「はい」。	と選択した	<u></u> た場合は、「	生産性	生要件(	こ係る	支給申請	の場合	この支給単値	 	青額に記入し	てくださ	il،。			
	対象労働者	,	× *	生産性	業285,00 要件に係 業360,00	る支給申請	青の場合	合	=	支給申請 28	i額 5,000	) P							
	※休業取得時と同 ※1事業主当たり		 象介護休業	取得者					L										